

令和6年度事業計画書

【事業開始にあたって】

令和6年4月1日付にて「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」と「公益財団法人習志野文化ホール」は合併し、名称を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」として事業を進めます。

【公益財団法人習志野市スポーツ振興協会について】

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会は、習志野市民がスポーツへの関心を高め、愛好することで、健康で明るく豊かな生涯生活の実現を図ることを目的とし、昭和48年に創設いたしました。以来、長年にわたり社会状況や市民ニーズの変化に適合を図りながら、市民の健康と体力の増進に寄与するため、スポーツ施設の効果的な管理運営や様々なスポーツの振興・推進事業を展開しております。

令和6年度も、市内9つのスポーツ施設の指定管理者として、利用者の安全・安心を第一に考え、更に利用者が「気持ちよく利用できた。また利用したい。」と常に感じるよう、利用者の視点に立ったスポーツ施設の管理・運営を行うほか、習志野市民の「スポーツへのきっかけづくり」や「更なるスポーツライフの充実」を図るスポーツ事業を展開していきます。

【公益財団法人習志野文化ホールについて】

「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」、そんな市民の願いから、習志野市における文化芸術の殿堂となる施設を建設し管理運営することを主目的のひとつとして、昭和51年に財団法人習志野文化ホール（平成24年に公益法人へ移行）を創設いたしました。そして昭和53年の開館以来、市民の文化芸術活動の拠点となる「習志野文化ホール」を管理運営すると共に、もう一つの主目的である「文化芸術振興事業」を行い市内の文化振興を進めている中で、平成27年には施設を市へ移管し、その後施設の老朽化および周辺一帯の再開発計画に伴い令和4年度末に閉館となるまで、同事業を継続してまいりました。

現在、市民が長期にわたり芸術文化活動の拠点を失ったことで、市域における同活動の停滞が懸念される状況であると考えられることから、これまで育んできた文化を衰退させることなく次のホールへつなぐ一助となるよう、長年培ってきた経験とともに事業活動を継続することとしています。

【合併について】

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会と公益財団法人習志野文化ホールは、習志野市民の生活がより充実したものとなるべく、どちらも市の出資によって創設されました。

創設以降、継続してきた事業は「スポーツ」と「文化・芸術」という異なる分野ではありますが、『市域の活発化および市民の生活がより豊かなものとなる機会の提供・支援』とする目的は同じものであり、両者には長年培ってきた知識と経験があります。

合併することにより、スポーツや運動から遠ざかっている方々に気軽に体験できるきっかけづくり、「みる」「支える」から『する』への推進、反対にスポーツ愛好者が文化・芸術に触れ、QOLの充実を図ることを目標とし、市民の「心と体の健康」を支援していくことができると考えます。

文教住宅都市・習志野において、当財団はスポーツおよび芸術文化を通じ、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちの実現に向け、事業を推進します。

令和6年度事業計画

I. 公益目的事業

公1 スポーツ振興・育成事業

習志野市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことや健康で明るく生き活きた生活を送ることができるように、様々なスポーツ教室、スポーツ大会・イベントを開催し、子供から高齢者まで多世代にわたるスポーツ人口の増加と体力の向上を図り、更なるスポーツライフの充実を推進いたします。

また、子どもの体力向上スクールの実施、託児付教室や親子・三世代で参加出来るイベントを継続して実施すると共に、様々な競技に興味を持っている現在の需要に応じたスポーツ体験ができる場の提供、障がいを持った方々とのふれあいや交流を行う事業等、一人一人がスポーツを生活の中に取り入れてもらえるような環境をつくるとともに、スポーツ推進施策の「する」「みる」「支える」を具現化し、スポーツの力を活かし地域活性化に努めます。

(1) スポーツ振興・育成事業

子供からシニア世代まで初心者を中心としたスポーツ教室、ジュニア世代の運動能力向上スクール、ファミリーで参加できるイベント等を実施します。

スポーツ教室 12事業

イベント・大会 16事業 計28事業

(2) 講師派遣事業

スポーツ団体や市関係各所等への講師派遣事業を行います。

- ・ 総合型地域スポーツクラブへの派遣
- ・ 公民館主催のスポーツ事業への派遣
- ・ 習志野市主催の事業への派遣
- ・ その他、公共団体主催のスポーツ関連事業への派遣

公2 習志野市スポーツ協会活動支援事業

習志野市から事務の委任を受け、スポーツ協会に加盟するスポーツ団体への活動費の交付、市民総合体育大会開催の支援、スポーツ少年団主催の大会への支援等を実施します。

また、今年度は、習志野市スポーツ協会70周年の記念事業実施に向けた支援を行います。

公3 スポーツ施設管理運営事業

誰もが安全・安心かつ公平・平等に利用できるスポーツ施設を活用して、スポーツを実践することで、初心者から熟練者まで、健康で明るく、活力に満ちた豊かな生活が送れるよう快適な施設管理に努めます。

(1) スポーツ9施設指定管理自主事業

施設の有効利用と特色を活かしたスクールやイベントを実施します。

スクール・施設イベント 4事業

スポーツ大会 2事業

(2) その他施設管理事業

安全で快適な利用が出来るよう、環境整備に努めます。

- ① 茜浜近隣公園
- ② 袖ヶ浦少年サッカー場
- ③ 袖ヶ浦体育館臨時駐車場

公4 市民の文化芸術の振興を図るための事業

(1) 自主文化事業

「芸術文化に触れる」ことは「豊かな心を育てる」ことにも通じ、人々の生活をより豊かなものにするために必要なツールであることを念頭に、事業を計画します。

また、市民が日常の中で文化に触れる機会を提供する活動を進め、次期文化ホールの聴衆へと繋げることを目指します。

なお、新たな試みとしてスポーツと芸術文化が一体となった催しを企画し、市民活動の選択肢が広がることを目的とした事業を進めます。

① 「音楽のまち習志野」を衰退させないための事業

- ・ 市内会場 鑑賞型演奏会
- ・ 他市ホール 市民参加型演奏会
- 育成型発表会

② 音楽以外の芸術文化推進事業

- ・ 市内会場 美術品展示会
- ・ 他市ホール 市民参加型公演

③ 「アート&スポーツ」事業

- ・ 市内会場 体験型イベント

(2) 音楽文化振興基金（愛称：メロディー基金）

地域イベントに参加するなどして音楽文化振興基金の拡大に努めるとともに、市内の音楽活動団体等への助成、当財団自主文化事業への繰り入れを行い、音楽文化の振興を図ります。

(3) 地域の芸術文化振興事業

習志野市における芸術文化事業を推進するため、各団体との連携を図り、地域に密着した事業を展開していきます。また、より継続性をもって事業を展開するため、習志野市芸術文化協会との連携を強化し、市域全体の芸術文化の振興を図ります。

(4) モリシアホール施設貸与

習志野文化ホール稼働時には、大ホールの補完的施設としての役割が大きくありましたが、一方で、書や絵画などの作品展示会場としても長年重宝されており、現在、市内にはこれに代わる施設が無いことから、芸術文化を振興するうえでは非常に重要な会場となっています。

については、条件が許す限り当財団が引き続き賃貸借し、自主文化事業や広く市民の文化芸術活動をはじめ趣味や教養にかかる講演、会議及び交流集会活動等の場としても活用いただけるよう、安全で快適な施設提供と堅実な運営を図ります。

（５）習志野文化ホール施設管理等

習志野市からの委託事業として、法定点検をはじめ各種点検を必要とする習志野文化ホール閉館後の施設管理を行います。複合施設である商業棟へ不具合が生じないよう管理するものです。

併せて、開館時に展示されていた市所有の絵画・美術品を用いて市内の施設等を活用し、市民への芸術鑑賞機会を提供します。市民の文化芸術活動の支援に繋げていくことを目的といたします。

Ⅱ．収益事業等

〔１〕収益事業

収１ 管理する施設の利用者の利便に資する事業

（１）公益目的以外の施設貸与

モリシアホールは文化芸術に関する活動のほか、企業等の社内活動への貸出も行います。これらは公益目的事業から除き、収益事業として扱います。

（２）附帯事業

管理する施設における公演のチケット販売、催物実施の際の宣伝材料のためのグッズ等の販売を行います。

〔２〕その他の事業

他１ 地域社会の健全な発展のための施設貸出事業

選挙の開票事務のために施設を貸出しします。

災害等緊急を要する事態が発生した場合には、積極的に施設を開放する準備をしています。

他２ 管理運営にかかわる事業

利用者がより快適に施設を利用できるようサービス向上に努めます。

①利用者の利便性向上事業

- ・スポーツ用具等レンタル
- ・飲料、スポーツ用品等の臨時売店の設置

②利用者福利厚生事業

清涼飲料水他自動販売機設置台数２４台

③大会等支援事業